

第7 建築物の高さの算定方法に関する取扱い基準

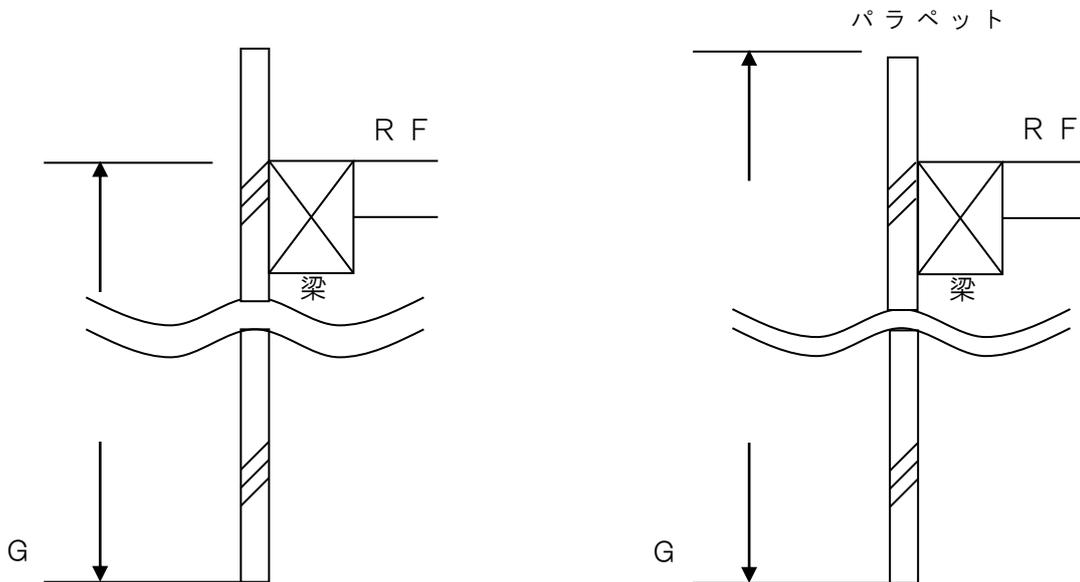
1 趣旨

この基準は、法の規定に係る建築物の高さの算定方法について、必要な事項を定めるものとする。

2 算定方法

建築物の高さは、最高の軒の高さとする。したがって、高層建築物（高さ31mを超える建築物）とは、最高の軒の高さが31mを超える建築物とする。ただし、消火及び救助活動（梯子車による活動等）の上で必要となる高層建築物の情報は、建築物の高さをパラペットの先端とする。（下図参照）

【図】



◎ 消防用設備等又は特殊消防用設備等、防災物品、共同防火管理等の規定に建築物の高さが必要な建築物の高さ。

◎ 消火及び救助活動上必要な建築物の高さ。

附 則

この基準は、平成8年1月1日から運用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から運用する。